

春日井市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、中小企業の借入の負担軽減を図り、健全なる育成に寄与するため、株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金の融資（以下「融資」という。）を受けた者に対し予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、事業を行っている者
- (2) 融資を受け、融資に係る利子を支払った者
- (3) 市税を完納している者

(補助対象期間)

第3条 補助金の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、当該融資に係る金銭消費貸借契約に基づく第1回利子の支払月から起算して12月以内とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象期間における支払済利子（ただし、延滞に係る利子を除く。）の50パーセントとし、100,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象期間に係る利子の支払完了後、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 公庫が証明する融資に係る利息支払証明書
- (2) 市税調査承諾書（第1号様式の2）

2 前項の申請は、対象期間に係る利子の支払完了後、3月以内に行わなければ

ならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金の請求書（第3号様式）を速やかに提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) その他この要綱に違反したとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行日以後に金銭消費貸借契約を締結した融資を受けている者について適用する。

第1号様式（第5条関係）

小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

営業場所

氏 名

小規模事業者経営改善資金利子補給補助金の交付を受けたいので、春日井市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 金 円

第1号様式の2（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

（所在地）

申 請 者 氏 名

（名称及び代表者名）

市税調査承諾書

春日井市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金の申請に当たり、春日井市が、申請者の市税の課税及び納税の状況を調査することを承諾します。

備考

- 1 個人事業主の場合は、氏名を自署すること
本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・その他）
- 2 法人の場合は、住所・営業場所・法人名・代表者名を記入し、社印又は代表者印を押印すること

第2号様式（第6条関係）

小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった小規模事業者経営改善資金利子補給補助金については、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定する。

交付決定金額 金 円

第3号様式（第7条関係）

請 求 書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所
営 業 場 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました春日井市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金について次のとおり請求します。

請求金額 金 円

口座振込先

振込先			
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			